

名古屋市会自民党政務調査費の公開について

名古屋市会自民党

名古屋市会自民党では、政務調査費の適正な執行をすすめるため、以下の改革を行いました。

1. 政務調査費の使途に外部監査を導入しました。

地方自治法で外部監査人に位置づけられている会計の専門家に1円以上の領収書の外部監査をしていただきました。

名古屋税理士会に対し、外部監査人の選出依頼をし、会計の専門家の目から政務調査費の使途について、適正かどうかの確認をしていただきました。この外部監査経費については、政務調査費ではなく、歳費をあてました。

外部監査人 寺尾省介監査人(寺尾省介会計事務所代表)

監査報告書 別紙

寺尾外部監査人には1円以上すべての領収証、報告書に対して、監査していただきました。監査結果を報告書にまとめ、控室において監査人より監査結果の講評をしていただき、厳しい指摘をいただいたところです。

指摘事項は、53項目ありました。指摘の多くは、使途の説明が不十分との指摘が大半でした。中には、集計ミス、領収証の添付ミスなどの指摘をいただいたところです。不適合事項についてはすべて是正済み、推奨事項についてもできることから是正させていただきました。なお、公表する領収証の使途説明をすべきとの指摘もすでに是正済みです。ただ、使途の按分についての考え方について、大きな課題を抱えており、この点については他都市の実例を参考に、今後、十分検討してまいります。

寺尾監査人からは「細部にわたり指摘させていただいたが、全体として適正な執行であった。」と判断していただきました。

2. 政務調査費の使途基準を定めました。

名古屋市会自民党では、政務調査費の使途、按分基準などを明記した「新風自民(名古屋市会自民党)政務調査費に関する取扱要綱(案)」を独自に定め、公表しました。政務調査費の執行は、この取扱要綱に基づいて適正に執行されています。

3. 政務調査費の透明化に向けて先進的に取り組んでいる他都市の例を参考に団独自に領収書の公開に取り組みました。

領収書の公開に取り組んでいる他都市の公開条例を参考に、領収書の公開を行いました。まずは、公表に踏み切ることにより、議員の意識の変革を図ったものです。この点については大きな成果があったと考えています。

- ・ 1件50000円以上の領収書のうち、個人情報保護の必要なものなどを除くものを公開の対象としました。
- ・ 公開対象は、平成18年11月から19年3月分です。
- ・ 公開は名古屋市会自民党控室において行います。

公表した領収証の枚数 (枚)	35
公表した領収証額 (円)	5, 410, 562

※ なお、公表率は、21.3%でした。

4. 政務調査内容の主なものを公開します。

寺尾省介外部監査人より、政務調査活動にかかる領収証の使途説明を行うよう指摘がありました。全団員に、領収証に政務調査活動の内容等の使途を明らかにするよう求め、記載したところです。使途についても公表します。

5. その他

公表のあり方については、今回の公表の結果ならびに他会派との協議を踏まえ、今後、再検討を進めます。

公表基準については、50000円を最低基準とし、それ以上の公表についても個人の議員から申し出があれば認めること(平成19年6月の名古屋市会自民党議員総会で確認)といたしました。

政務調査活動にかかる領収証の公表について

平成18年度分については、平成19年7月2日より公表します。なお、公表方法は閲覧のみとし、貸し出し、複写、メモ、撮影等については許可しておりません。閲覧を希望される方は、所属議員にお申し出ください。

政務調査費領収証公表に関するQ&A

名古屋市会自民党

Q 領収証の公表率が21.3%にとどまっており、透明性が低いのではないか。

A 私たちは、公表を目的としているのではなく政務調査費の適正な執行に目的があります。50,000円以上しか、という指摘もありますが、まずは、公表に踏み切ることにより、議員の意識の変革を図ったものです。この点については大きな成果があったと考えています。

また、適正な執行という観点から、外部監査制度を導入いたしました。1円以上の領収証すべての監査をしていただき、寺尾省介外部監査人からは53項目にわたる指摘はあったものの、是正すべき点については、すでに是正を終えました。

また、公表にあたっては、領収証の公表とともに使途についての説明を求められましたので、この点についても直ちに改善させていただきました。

Q すべての領収証の公表についての考え方。

A 議員団の中でも、すべての領収証の公表をしたいとの意見があるのも事実です。先の議員総会において、「領収証の公表50,000円以上というのは適正な執行を進めるための最低基準であり、希望する議員にあっては、例えば10,000円以上の領収証の公表であっても認める。」こととさせていただきました。また、公表のあり方やルールについては、今回の公表の結果ならびに他会派との協議を踏まえ、今後、さらに検討を進めてまいります。

Q 50,000円以下に領収証を小分けし、公表のがれをした事例は。

A 領収証の小分けは、団の制度をゆがめるものであり、財務委員長において、適切にチェックをしていただきました。不自然な領収証の分割事例はありませんでした。

Q 寺尾省介外部監査人からどのような指摘があったのか。

A 外部監査人には、適切に監査いただくとともに、会計上の観点からご指導をいただき、感謝しております。53項目にわたる指摘は、私どもも大変重く受け止めております。指摘の多くは、政務調査活動として適切かどうかの判断材料となる説明が十分なされておらず、適切か不適切などの判断ができないものもあるので、どうか判断ができないもの、また、領収証の公表にあわせて、使途の説明をすべきなどの指摘をいただいたところです。

全体として、不正はなかったとの判断をいただいておりますが、今後、指摘された点については、団全体の財産として、今後に十分生かしてまいりたいと考えております。

Q 公表していない領収証の主なものには何があるか。

A 人件費などの個人情報に関するもの、また、事務所費などがあります。これは、他都市の事例に即した措置です。これら領収証についても寺尾省介監査人により監査をいただき、適正な執行であったと判断していただいております。

Q 広報費などの中に、選挙はがきや選挙ビラなどが含まれていないか。

A 広報紙については、すべて団で確認させていただいており、選挙はがきやビラはまったくありませんでした。

Q 他会派に領収証の公表を働きかけるのか。

A 他会派においては適正に執行しているものと考えております。50,000円以上の公表というのは、政務調査費の適正な執行のための団独自のルールであり、これを他会派に具体的に働きかけることはありませんが、一方で、政務調査費に対する市民の関心の高まりもあり、そんな観点から議会の中で議論を尽くしてまいります。